

北海道健康増進計画「すこやか北海道 21」の見直しの考え方

第1章 計画のめざす姿

1 策定の目的と位置づけ

- ・ 策定経過
- ・ 健康増進法に基づく都道府県健康増進計画に位置付け。

・ 経過の記載を更新

2 計画がめざす姿

- ・ 高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現を目指し、地域実態を捉え道民の健康増進を総合的に推進。

・ 基本理念に変更はなし。

・ ただし、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口の減少や女性の社会進出、多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大等の社会変化を踏まえ、より一層の一次予防（健康増進）の推進の重要性を追記。

3 計画の期間

- ・ 令和 6 年度（2024 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までの 12 年間 6 年目を目途に中間評価を実施。

第2章 道民の健康と生活習慣の現状と最終評価

1 現状

- （1）平均寿命と高齢者人口
- （2）死亡数と死因
- （3）道民の健康状態

・ 最新の統計情報、調査結果を踏まえ修正

2 計画の最終評価

・ 現行 46 指標等について、最終評価を実施。

第3章 目標

1 設定の基本的な考え方

2 具体的目標

(1) 生活習慣の改善・生活機能の維持等

① 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善

(ア) 栄養・食生活

(イ) 身体活動・運動

(ウ) 休養

(エ) 喫煙

(オ) 飲酒

(カ) 歯・口腔

・国の指針を踏まえ、より一層の一次予防（健康増進）を重視する観点から、生活習慣の改善を④の記載から①に、記載順序を変更。

・生活習慣や生活機能に関する事項を大括りとした記載とし、中タイトル「生活習慣の改善・生活機能の維持等」を新設。

・各指標の達成状況や国の指針を踏まえ、目標、指標、今後の取組を必要に応じ、変更。

②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

(ア) がん

(イ) 循環器疾患

(ウ) 糖尿病

(エ) COPD

・各指標の達成状況や国の指針を踏まえ、目標、指標、今後の取組を必要に応じ、変更。

③ 社会生活を営むために必要な生活機能の維持及び向上

(ア) こころの健康

(イ) 次世代の健康（移行）

(イ) 高齢者の健康

- ・国の指針を踏まえ、成人や高齢者の生活機能の維持・向上を主眼とした記載内容に変更するとともに、表題を「社会生活を営むために必要な生活機能の維持及び向上」に変更。
- ・生活習慣や生活機能に関する事項を大括りとした記載とし、中タイトル「生活習慣の改善・生活機能の維持」に統合。
- ・「次世代の健康」を「こどもの健康」名称を変更のうえ、「(3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」(新設)に移行。
- ・各指標の達成状況や国の指針を踏まえ、目標、指標、今後の取組を変更。

(2) 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ・健康を支え守るための社会環境整備には、多様な実施主体による取組が重要。
- ・「北海道健康づくり協働宣言」団体・企業等と連携、協働し道民の健康づくりを推進。

- ・国の指針を踏まえ、新たに、社会とのつながりや自然に健康になれる環境づくり、健康増進のための基盤の整備について、記載を追加。

(3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

ア こどもの健康

イ 女性の健康

- ・国の指針に新たに示された「現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性や次世代の健康にも影響を及ぼす可能性がある」ことなどを踏まえ、人の生涯を経時的に捉えた健康づくり(=以下「ライフコースアプローチ」という。)を新設。
- ・(2)イ「次世代の健康」を移行、「こどもの健康」に変更するとともに、「女性の健康」を新設し、「若年女性のやせ」、「女性の喫煙率」等の記載を集約。

(4) 健康寿命の延伸

- ・道民の平均寿命と健康寿命の差について記載。
- ・上述の取組を進めることにより健康寿命の延伸を目指す。

- ・最新の統計情報を踏まえ修正。

第4章 健康づくりの推進

1 進捗管理と計画の評価

- ・健康を取り巻く社会環境や道民の健康状態の変化、目標値の達成状況を把握するため5年を目途に調査を実施のうえ、計画の見直しを行う。
- ・広域的な本道の健康課題に対応し、効果的な推進体制を構築するため、第二次医療圏毎に北海道健康増進計画を踏まえた行動計画を策定し、効果的に推進。

2 役割分担

- (1) 道の役割
 - (2) 市町村の役割
 - (3) 関係団体
 - (4) 企業等
- ・関係法や国の指針を踏まえ、各役割分担を記載。

3 その他、計画の推進に関する事項

- (1) 人材育成等の支援体制
- (2) 団体との協働
- (3) デジタル技術の活用

・デジタル技術の活用等が、新たな国の指針に記載されたことを踏まえ、その活用に向けた記載を追記。